

公益財団法人川越市施設管理公社一般競争入札公告

公益財団法人川越市施設管理公社公告第1号

公益財団法人川越市施設管理公社会計規程第55条に基づき、次のとおり一般競争入札を公告する。

令和7年2月14日

理事長 神田 宏 次

1 入札対象委託

(1) ア 委託名

川越南文化会館浄化槽保守点検維持管理業務委託

イ 委託場所

川越市大字今福 1295 番地 2

ウ 委託の大要

南文化会館の浄化槽の保守点検及び放流水の水質検査

エ 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

オ 担当部署

川越南文化会館

(2) ア 委託名

川越運動公園浄化槽保守点検維持管理業務委託

イ 委託場所

川越市大字下老袋 388 番地 1

ウ 委託の大要

運動公園の浄化槽の保守点検及び放流水の水質検査

エ 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

オ 担当部署

川越運動公園総合体育館

2 入札日時及び場所

(1) 日時

令和7年3月3日（月）

1(1)の業務委託 午後1時30分

1(2)の業務委託 午後1時40分

(2) 場所

川越市やまぶき会館 B会議室

3 支払条件

年 12 回払いとする。

4 入札参加資格

特に記述のある場合を除き、本入札の公告日から入札日までの期間において、引き続き次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 6 年告示第 351 号）第 6 条の規定による令和 5・6 年度維持管理業務・物品納入・建設資材入札参加資格審査申請書の登録業種に浄化槽清掃・保守と記載して申請をし、受理されている者であること。
- (2) 川越市内に本店、支店及び営業所のいずれかを有し、その本店、支店及び営業所で登録申請が受理されている者であること。
- (3) 川越市浄化槽保守点検業者登録条例第 2 条の登録を受け、かつ同施行規則第 10 条第 2 項の規定に基づく川越市浄化槽保守点検業者登録票の交付を受けている者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 川越市契約規則（昭和 49 年規則第 21 号）第 2 条の規定に該当している者であること。
- (6) 川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置等を受けていない者であること。
- (7) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置等を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (10) 1(1)から 1(2)の委託名ごとにおいて、当該委託の他の入札参加（希望）者との間に、次に示す関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更

生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ 組合関係

次に該当する 2 者の場合

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員の関係にある場合

エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イ及びウと同視し得る特定関係があると認められる場合

5 契約条項等

この公告に定めるもののほか、本入札及び契約に関する手続については、地方自治法施行令、川越市契約規則（昭和 49 年規則第 21 号）、川越市競争入札等参加者心得等の定め
に準ずるところとする。法令等については、公益財団法人川越市施設管理公社事務局（旧
市民会館内）又は川越市ホームページ等で閲覧することができる。

6 開札

即時開札

7 最低制限価格

最低制限価格を設ける。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

免除

10 委託完成保証人

理事長が必要と認めた場合は、受託者と同等の資力、能力、信用のある一業者

11 一括再委託

禁止

12 仕様書

仕様書は、入札参加申込みを行った者に対し、次のとおり閲覧又は貸出しを行う。

- (1) 閲覧及び貸出場所
川越市郭町1丁目18番地7 公益財団法人川越市施設管理公社事務局
- (2) 閲覧及び貸出期間
令和7年2月14日（金）から令和7年2月28日（金）まで（火曜日を除く。）
貸出しの場合の回数は1回とする。
- (3) 受付時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (4) 貸出しの場合の返却方法
貸し出した仕様書は、入札日に回収するので持参により返却すること。

13 入札参加申込

4の入札参加資格を満たす者で本入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書等を委託名ごとに提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込書（公益財団法人川越市施設管理公社様式）
 - イ 直近1年間の法人市民税の納税証明書（写し可）
 - ウ 資本関係・人的関係調書（公益財団法人川越市施設管理公社様式）
 - エ 4(3)の登録票の写し
- (2) 提出先
川越市郭町1丁目18番地7
公益財団法人川越市施設管理公社事務局（旧市民会館内）
- (3) 提出方法
持参
- (3) 受付日
令和7年2月14日（金）から令和7年2月28日（金）まで（火曜日を除く。）
- (5) 受付時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

14 その他の事項

- (1) 入札回数は、同一の入札につき3回を限度とする。
- (2) 川越市契約規則第12条に該当する入札は、無効とする。
- (3) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者及び免税業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (4) 入札書は、公益財団法人川越市施設管理公社指定様式を使用すること。（入札時の封筒は不要）
- (5) 入札参加者の代理人は、入札時に代理人の印鑑を持参するとともに、委託名ごとに委任状を提出のこと。

- (6) 入札に際して、談合等公正な入札の執行を妨げる行為に関する情報が寄せられた場合は、川越市談合情報対応要領に準ずる所定の手続等を入札参加資格として付加することがあること。
- (7) 落札者は、落札決定後、入札書に記載した金額に係る詳細な積算内訳入札金額見積内訳書を作成し、契約の締結と同時に提出すること。

15 特記事項

詳細は仕様書によるものとする。

16 異議の申立て

入札に参加した者は、入札後は地方自治法施行令、川越市契約規則、川越市競争入札等参加者心得、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

17 問い合わせ先

(1) 公告の内容

公益財団法人川越市施設管理公社事務局（旧市民会館内）

(2) 委託の内容

1 (1)から 1 (2)の各担当部署